

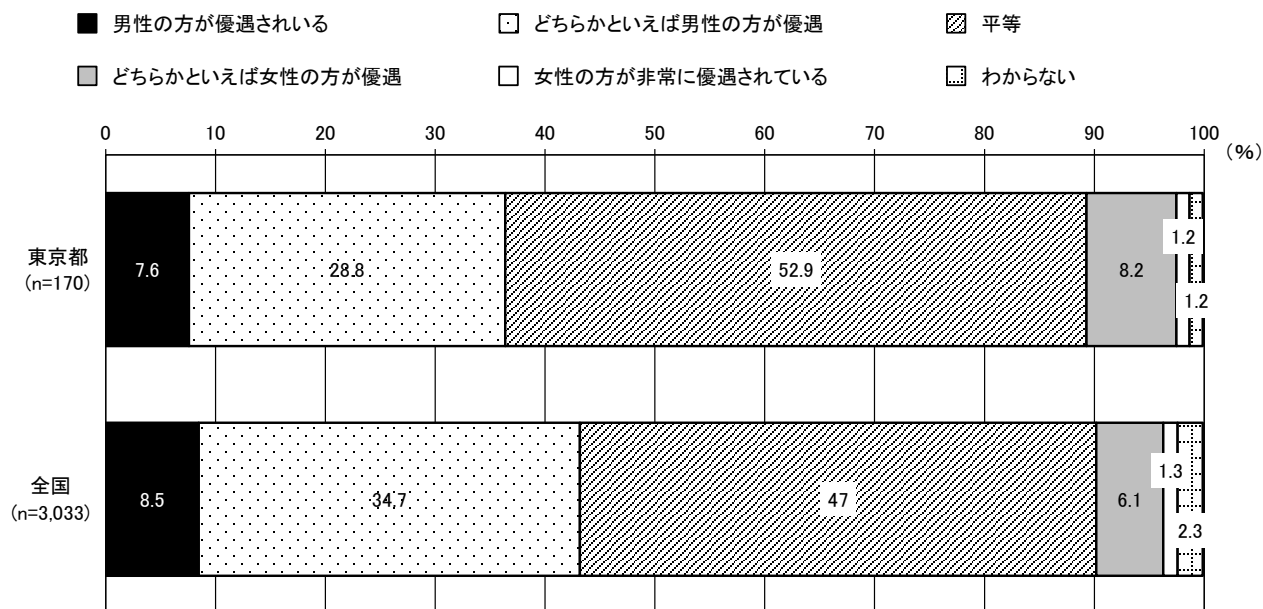
I 女性の活躍推進

I-4 その他状況

1. 男女平等意識について

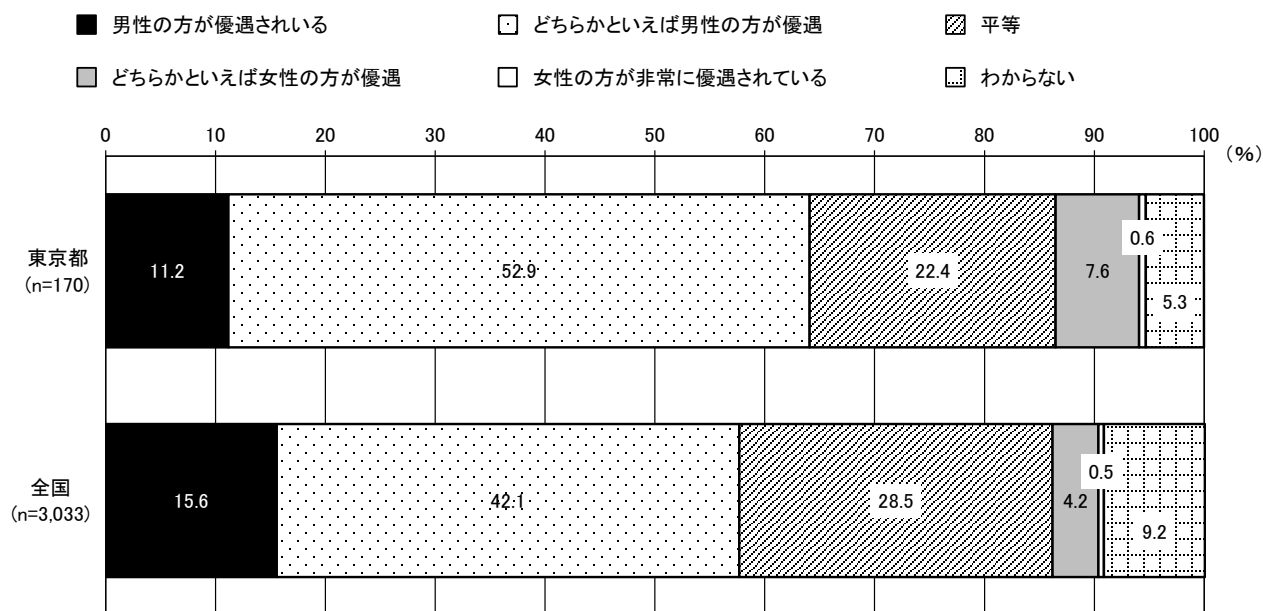
男女の地位の平等感は、家庭生活においては都・全国ともに約5割が平等と感じているのに対し、職場において平等と感じているのは、都では22.4%、全国では28.5%となっている。

図表 I-4-1-1 男女の地位の平等感<家庭生活>



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年度）」

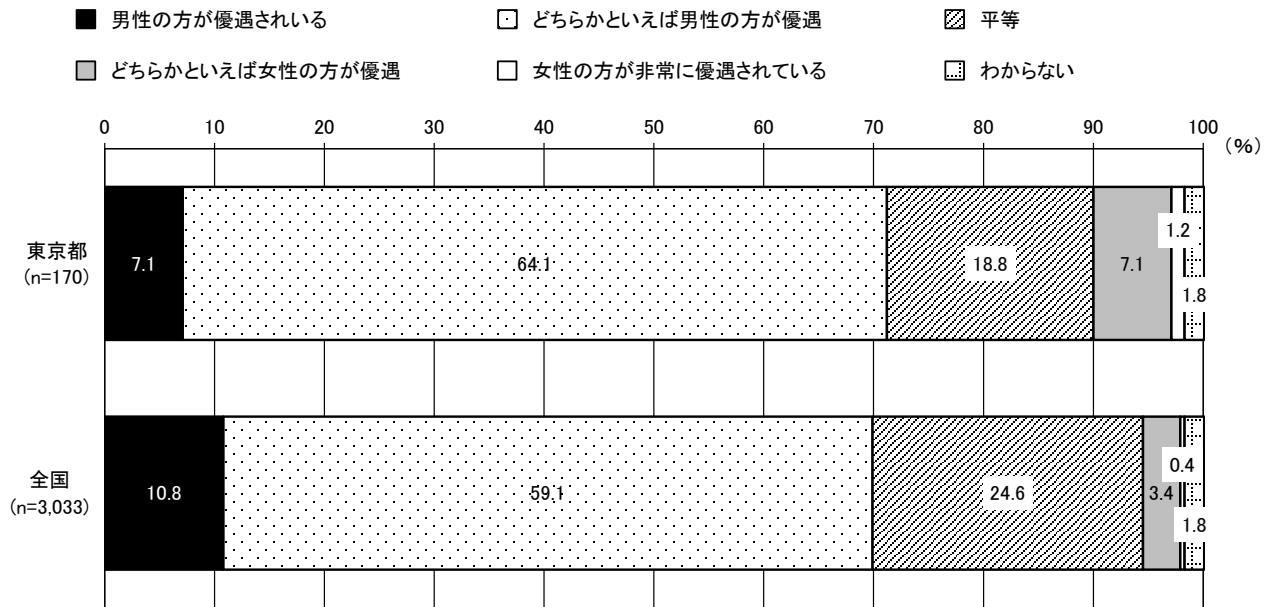
図表 I-4-1-2 男女の地位の平等感<職場>



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年度）」

社会全体における男女の地位の平等感は、都では18.8%、全国では24.6%となっている。

図表 I - 4 - 1 - 3 男女の地位の平等感<社会全体>



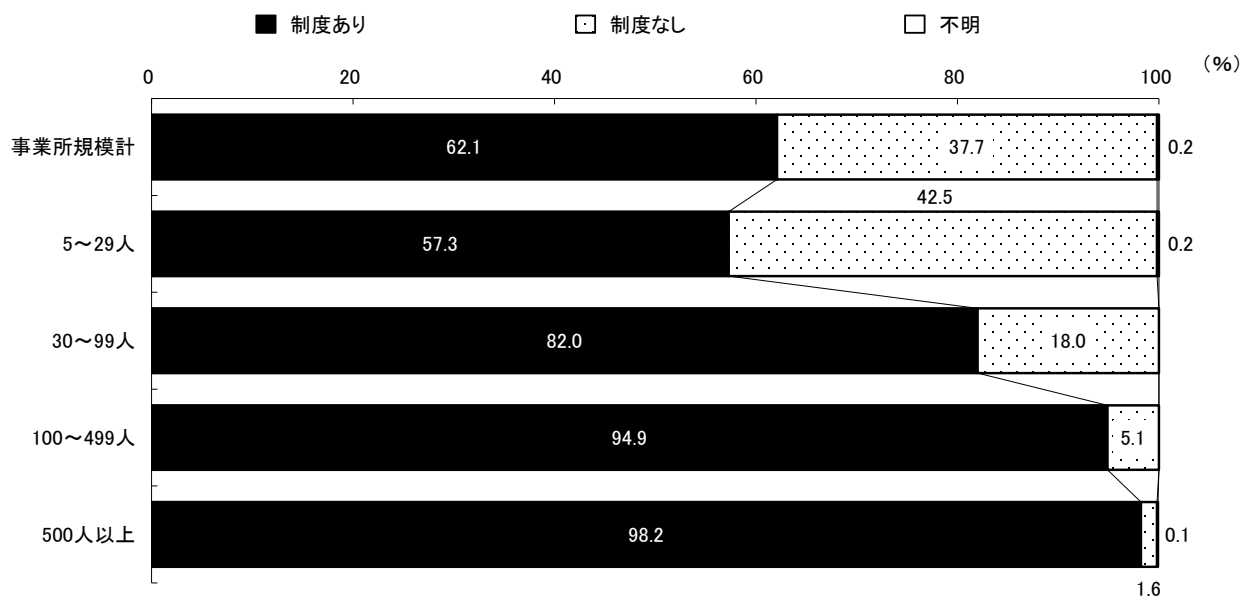
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年度）」

I 女性の活躍推進

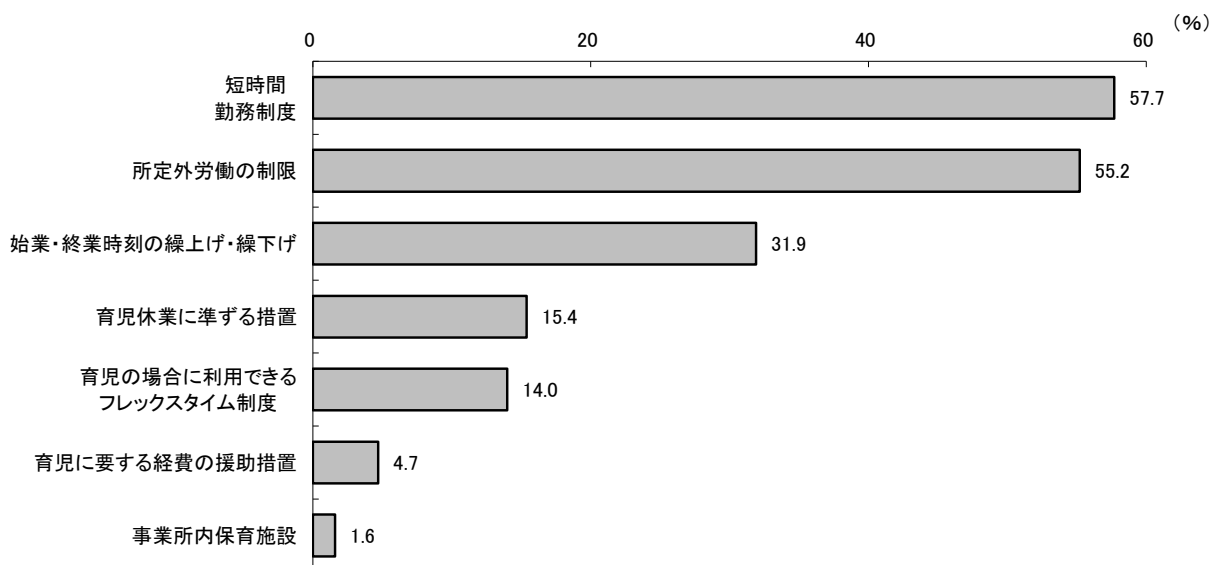
2. 育児に関する両立支援制度の導入状況

育児に関する両立支援制度を導入している事業所は 62.1%、導入していない事業所は 37.7%である。事業所規模が大きいほど導入している割合が高く、その内容としては「短時間勤務制度」が 57.7%、「所定外労働の制限」が 55.2%と多い。

図表 I-4-2 育児に関する両立支援制度の導入状況（全国）
 <導入状況>



<制度の内容>



注1：岩手県、宮城県及び福島県は除く。

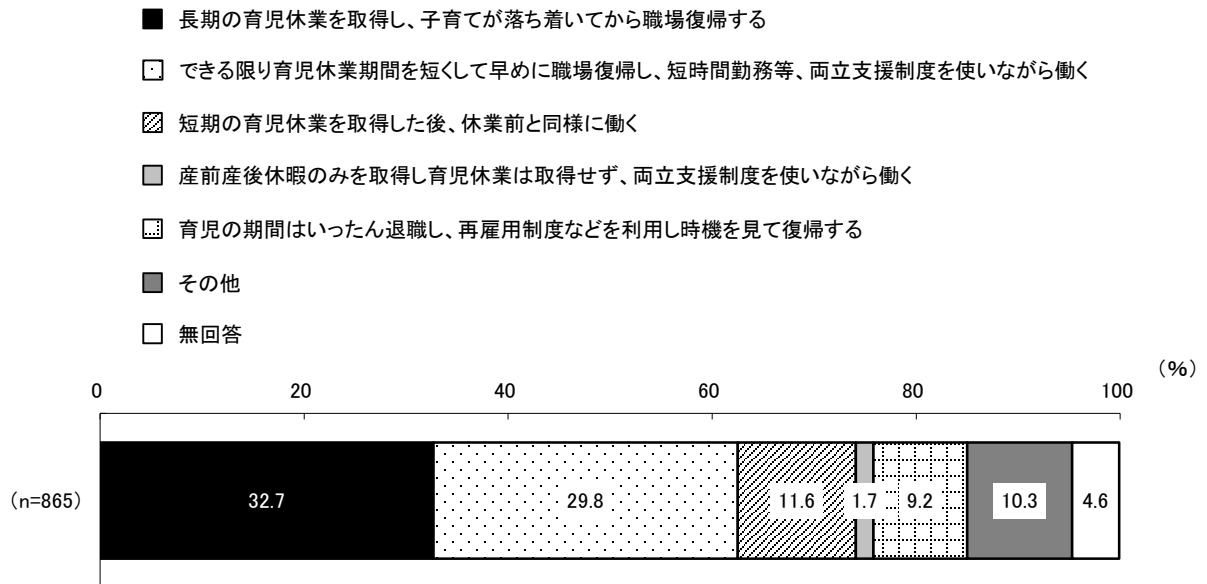
注2：制度の内容の割合は、制度なしを含めた全事業所に対する割合である。

資料：厚生労働省「平成25年度雇用均等基本調査（事業所調査）」

3. 育児休業の取得とその後の働き方について望ましいもの

従業員の育児休業取得とその後の働き方について望ましいものとしては、「長期の育児休業を取得し、子育てが落ち着いてから職場復帰する」が32.7%で最も多く、次いで「できる限り育児休業期間を短くして早めに職場復帰し、短時間勤務等、両立支援制度を使いながら働く」(29.8%)、「短期の育児休業を取得した後、休業前と同様に働く」(11.6%)となっている。

図表 I - 4 - 3 従業員の育児休業取得とその後の働き方について望ましいもの（都）

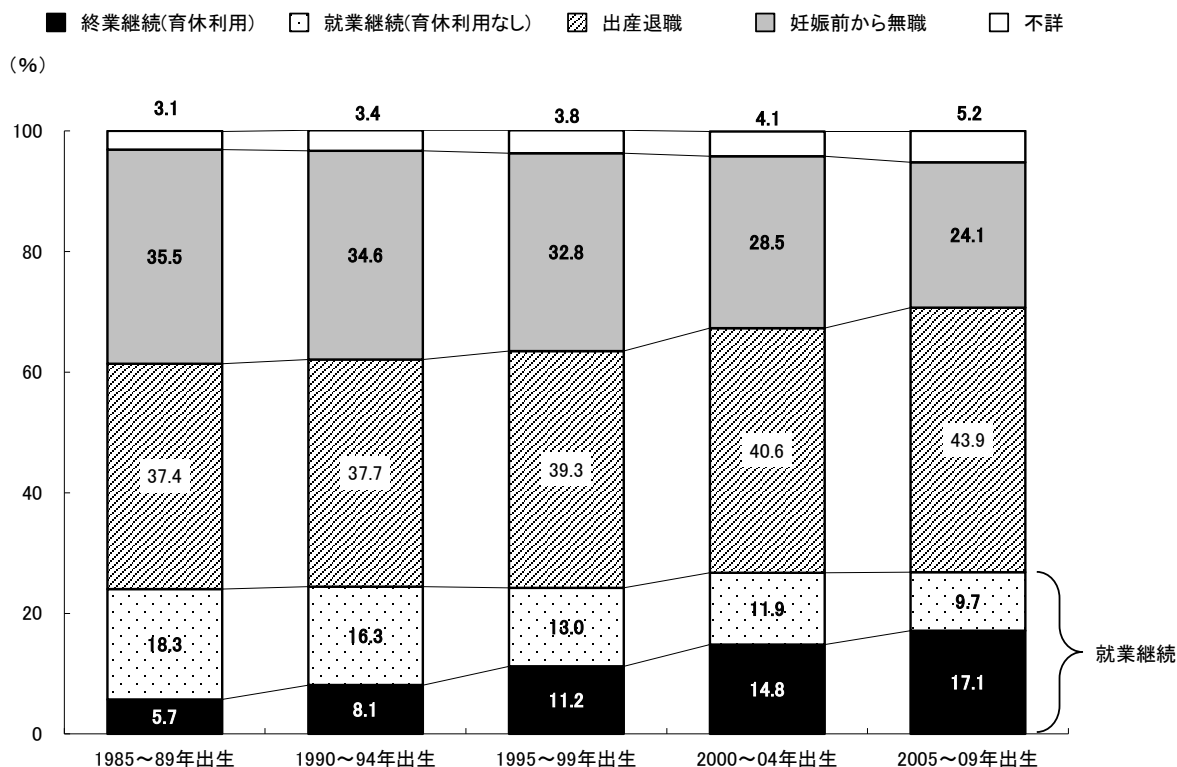


資料：東京都産業労働局「平成24年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

4. 結婚・出産前後の妻（母親）の就業変化

第1子出産後に就業を継続した（「就業継続（育休利用）」「就業継続（育休利用なし）」の合計）妻の割合は25%程度で大きく変化していないが、そのうち、育児休業制度を利用した妻の割合は、第1子出生年が遅くなるに連れて増加している。一方、出産退職した妻の割合は4割前後であり、第1子出生年が遅くなるに連れて増加している。

図表 I - 4 - 4 子の出生年別出産前後の妻の就業変化（第1子）（全国）



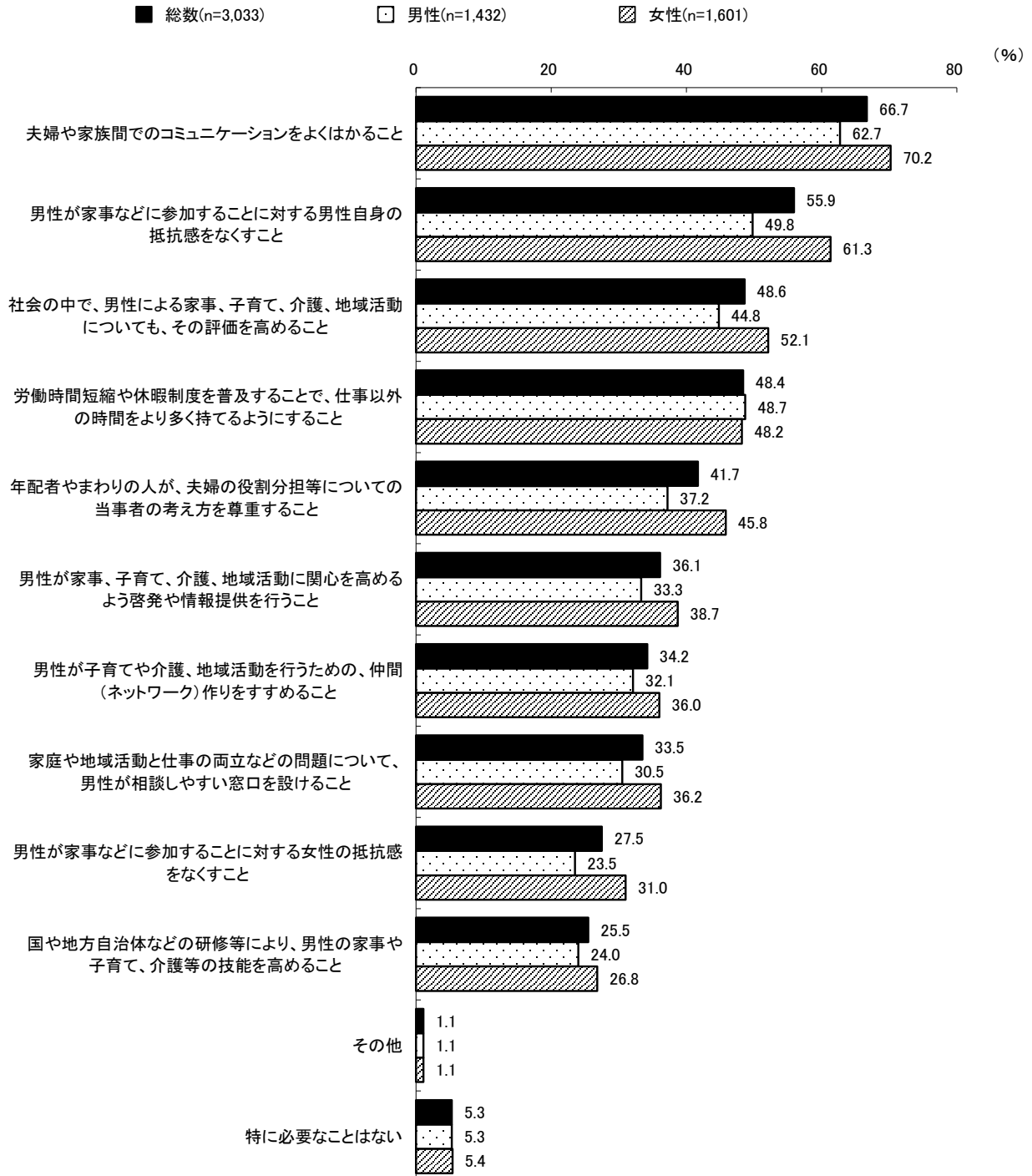
注：対象は初婚どうしの夫婦。第1子は第12回～第14回調査の当該児が1歳以上15歳未満の夫婦を合わせて集計

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」（平成22年）

5. 男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこととして、男性の 62.7%と女性の 70.2%が「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を選んでいる。「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」については、男性が 49.8%、女性が 61.3%であり、男性に比べて女性が 10 ポイント以上上回っている。

図表 I-4-5 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（全国）

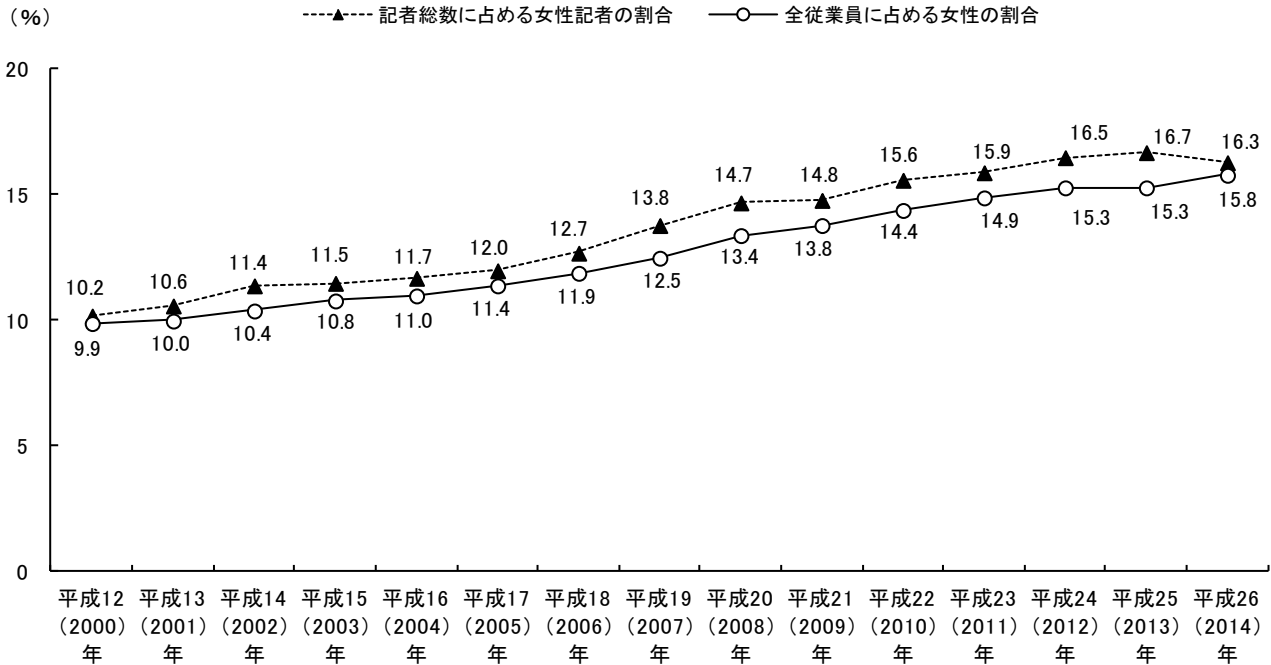


資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年）

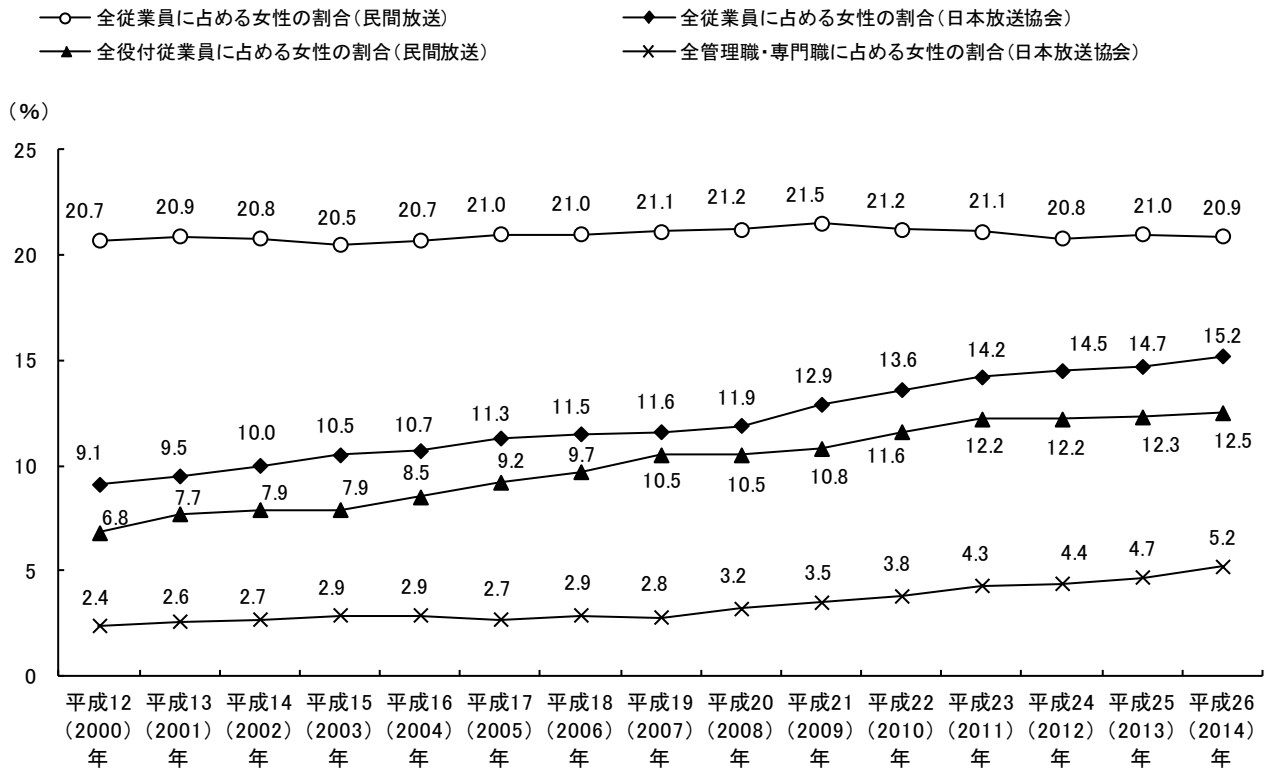
6. 各種メディアにおける女性の割合（新聞・通信社等、民間放送、日本放送協会）

新聞及び放送業界での女性の参画状況をみると、平成 26（2014）年における全従業員に占める女性の割合は、新聞・通信社等 15.8%、民間放送 20.9%、日本放送協会 15.2%となっている。新聞・通信社等、日本放送協会では割合は増加しており、民間放送は 20%前後でほぼ横ばいとなっている。

図表 I-4-6 各種メディアにおける女性の割合（全国）
 <新聞・通信社等>



<民間放送、日本放送協会>

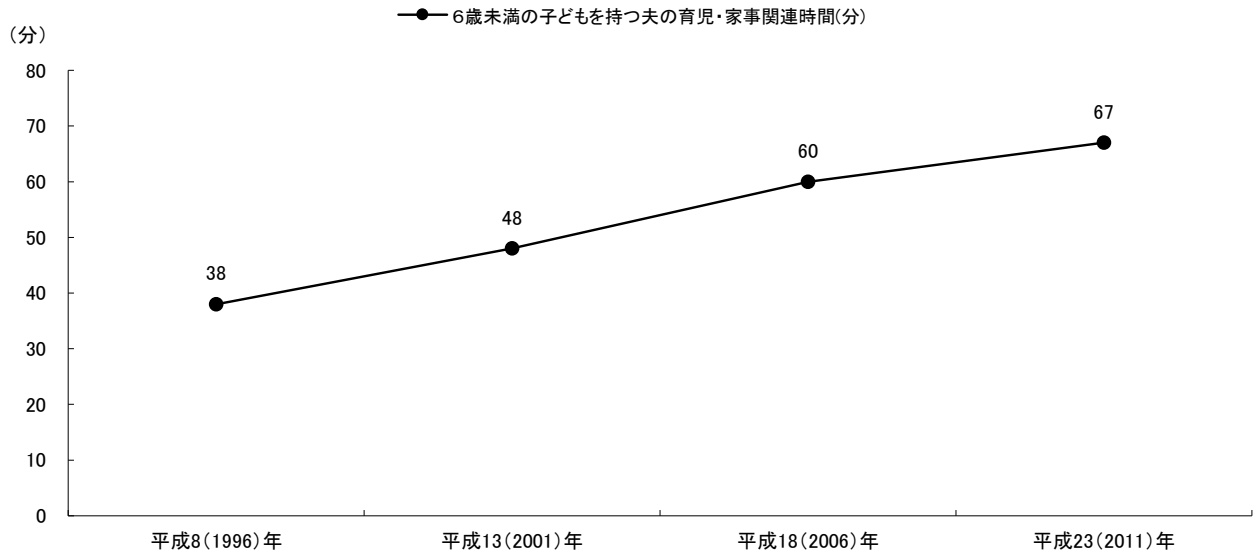


資料：内閣府「平成 27 年版男女共同参画白書」

7. 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間をみると、平成8年以降一貫して増加しており、平成8（1996）年の38分に対して、平成23（2011）年は67分と平成8年の2倍近くとなっている。

図表 I - 4 - 7 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間



資料：総務省「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価書(平成25年6月)」

